

「NURO スマートライフ」 サービス 重要事項（※特定商取引法に基づく表示）

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及び  
サービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「NURO スマートライフ」

(2) サービスの種類

以下の①から③のサービスがセットになり、また、別途追加で申し込むことにより④のサービスも利用可能となる、「NURO 光」サービスのオプションサービス

①弊社指定の光回線終端装置（ONU）を貸与するサービス

②指定 ONU において拡張機能を使用できるサービス

③弊社の指定する、弊社または第三者の提供するコンテンツ、サービス等を利用できるサービス

④弊社指定の無線 LAN 中継機（以下、「メッシュ Wi-Fi」といいます）を貸与するサービス（以下、「つながるメッシュ Wi-Fi」といいます。）

※利用者の使用する端末や OS、環境等に応じて、本サービスの一部または全部の機能が利用できない場合や、内容が異なる場合があります。

※弊社は、弊社の判断により、利用者への通知なく、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することができるものとします。ただし、弊社は、本サービスの全部を廃止する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に利用者に対してその旨を書面、電子メールもしくは NURO アプリにて通知または本サービスのウェブサイト上で告知するものとします。なお、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することにより発生する損害について、弊社は責任を負いません。

※本サービスの利用者は、本サービスの契約者に限ります。

(3) ご利用料金

月額基本料金 550 円（税込）

（目安）1 年あたりのご利用料金：6,600 円（税込）

事務手数料 5,500 円（税込）

弊社または第三者の提供するコンテンツ、サービス等を利用する場合、別途費用が発生する場合があります。

つながるメッシュ Wi-Fi 利用料金：330 円（税込）

（目安）1 年あたりのご利用料金：3,960 円（税込）

メッシュ Wi-Fi にかかる機器返却手数料：2,200 円（税込）

メッシュ Wi-Fi にかかる機器損害金（有償交換費）：8,800 円（税込）

※本サービスのご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

※お客さまが本サービスを利用する前に弊社から貸与されていた ONU について、紛失、破損した場合及びその他の理由により弊社に返却しない場合、「NURO 光」サービスに関する規約における機器損害金の支払い義務に関する定めに基づき、機器損害金をご請求いたします。

※メッシュ Wi-Fi にかかる機器返却手数料はつながるメッシュ Wi-Fi 利用開始日から 6 ヶ月以内につながるメッシュ Wi-Fi を解約した場合にのみ請求いたします。

#### (4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な当社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

- 1.ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
- 2.その他ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払方法に定める支払時期によります。なお、事務手数料は初回の月額料金とあわせて請求いたします。

#### (5)サービスの提供時期および提供期間

お客さまからの利用申込みに基づき、「NURO 光」サービスと同時に申し込みいただいた場合は「NURO 光」の開通日、「NURO 光」サービスが開通済みの場合は ONU の到着日よりご利用いただけます。

つながるメッシュ Wi-Fi は、お客さまからの利用申込み後、メッシュ Wi-Fi の到着日よりご利用いただけます。

なお、サービスの提供期間については、お客様からの解約の申し出がなされるまで継続します。

#### (6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住 所：〒108-0075 東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号

代表者氏名：渡辺 潤

(7)契約不適合がある場合の当社の責任について

上記サービスの提供に関し、当社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意または重過失によりお客様に損害が生じた場合は、この限りではありません。

(8)契約の解除について

1. サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出をお願いします。
2. 以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の専用フォームより契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「NURO スマートライフ契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

**契約解除書面の送付先**

宛名：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 NURO 事務センター

住所：〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル

りらいあコミュニケーションズ(株)内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

契約解除に関するお申込みフォーム

NURO 光 (2G 各種プラン) をご利用のお客さま

<https://support.sonynetwork.co.jp/faqsupport/nuro/web/form260.html>

NURO 光 for マンションをご利用のお客さま

<https://support.sonynetwork.co.jp/faqsupport/nuromansion/web/form140.html>

**【サービスの解除に関する事項】**

1. この書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。

2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(9)問い合わせ先

■NURO 光 2G 各種プランをご利用のお客さま

NURO 光 サポートデスク

[https://1738.jp/nuro\\_con](https://1738.jp/nuro_con)

■NURO 光 for マンションをご利用のお客さま

NURO 光 サポートデスク

[https://1738.jp/nuro\\_com](https://1738.jp/nuro_com)